

応急仮設住宅の提供について

平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震により被災し、住宅に引き続き住むことのできない方を対象として、災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供を開始することといたしましたのでお知らせします。

1 応急仮設住宅の提供方法

入居対象となる方ご自身で希望する民間賃貸住宅について不動産仲介業者などに相談の上でお選びいただき、その住宅を札幌市が借り上げて提供します。

2 入居対象となる方

次の(1)から(3)の全ての要件を満たす方が入居の対象となります。

(1) 本地震による災害により、次の要件のいずれかを満たす方

①住宅が全壊、全焼又は流失により居住する住家がない方（り災証明書必要）

②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方（り災証明書不要）

③「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、土地の液状化等の被害により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない方（り災証明書必要）

(2) 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方

(3) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方（※「8 その他」参照）

3 対象となる住宅

世帯人数に応じて月額の家賃が上限を超えないものなど一定の要件を満たしたものが対象となります。

世帯人数	1 人	2～4 人	5 人以上
月額上限額(共益費含む)	70,000 円	93,000 円	111,000 円

4 費用の負担

家賃、共益費、退去修繕負担金、礼金、仲介手数料、火災保険料等貸主又は不動産仲介業者との契約に不可欠なものは札幌市が負担します。（それぞれ上限額があります。）

これ以外の費用は、入居された方の負担となります。

5 入居期間

入居日から 2 年以内

6 入居申込

所定の入居申込書に必要事項を記入し、次の書類を添付してご提出いただきます。なお、入居申込書には押印（シャチハタ以外）が必要となります。

- (1) 入居希望物件概要書（貸主又は不動産仲介業者が作成）
- (2) 同意書（暴力団員か否かを札幌市が道警察本部に照会することを同意するもの）
- (3) 誓約書（期限までに退去することを誓約するもの）
- (4) 申出書（前記 2(1)②又は③に該当することを証するもの）
- (5) 住民票
- (6) 被災証明書（前記 2(1)①又は③に該当する場合に提出、写し可）

7 受付窓口・受付期間

- (1) 清田区体育館（清田区平岡 1 条 5 丁目）

平成 30 年 9 月 27 日（木）～29 日（土） 9 時 00 分～17 時 00 分

- (2) もみじ台北第 3 集会所（厚別区もみじ台北 6 丁目）

平成 30 年 9 月 27 日（木）～29 日（土） 9 時 00 分～17 時 00 分

※(1)及び(2)については、不動産団体の協力により民間賃貸住宅に関する相談コーナーを設置します。

- (3) 札幌市役所都市局市街地整備部住宅課（中央区北 1 条西 2 丁目 本庁舎 7 階）

平成 30 年 9 月 27 日（木）～当分の間 8 時 45 分～17 時 15 分（土日祝日を除く）

8 その他

- (1) 国家公務員や北海道職員の宿舍を提供できる場合がありますのでご相談ください。
- (2) 応急仮設住宅に入居する場合は、災害救助法に基づく住宅応急修理制度（限度額 58 万 4 千円/戸。現在準備中です。）の利用はできません。

9 問合せ先

札幌市役所都市局市街地整備部住宅課 8 時 45 分～17 時 15 分（土日祝日を除く）

電話 011-211-2807